（千代田区）

**○**[**千代田区旅館業法施行条例**](https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/chiyoda/D1W_resdata.exe?PROCID=-1782302632&CALLTYPE=1&RESNO=23&UKEY=1364734341648)

平成24年３月19日条例第９号

第１条から第４条　＜省略＞

（宿泊者の衛生に必要な措置の基準）

第５条　法第４条第２項の措置の基準は、次のとおりとする。

(１)から(４)　＜省略＞

(５)　前各号に掲げるもののほか宿泊者の衛生のため、客室の定員の設定その他の区規則で定める必要な措置を講ずること。

＜中略＞

（ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第８条

(１)から(６)　＜省略＞

(７)　浴室は、区規則で定める基準によること。

＜以下省略＞

**○**[**千代田区旅館業法施行細則**](https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/chiyoda/D1W_resdata.exe?PROCID=-1782302632&CALLTYPE=1&RESNO=24&UKEY=1364734363090)

平成24年４月１日規則第23号

第１条から第11条　＜省略＞

第12条　条例第５条第５号に規定する措置の基準は、次の各号に掲げる事項とする。

(１)から(２)　＜省略＞

(３)　浴室については、次の措置を講ずること。

ア　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ　浴槽は、１日１回以上換水し、清掃すること。

ウ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ　温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。

(ア)　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、１年に１回以上清掃及び消毒を行うこと。

(イ)　貯湯槽内の湯は摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ　ろ過器等を利用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(ア)　ろ過器は、１週間に１回以上逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ)　浴槽水を循環させるための配管は、定期的に内部の消毒を行うこと。

(ウ)　集毛器は、１週間に１回以上、清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ)　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ)　浴槽水については、レジオネラ属菌について１年に１回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

カ　ウ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、３年間保存すること。

(４)から(６)　＜省略＞

（７)　旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

＜中略＞

（浴室の構造設備基準）

第16条　条例第８条第７号に定める浴室の基準は、次のとおりとする。

(１)　洋室浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

(２)　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

(３)　和室浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。

(４)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

イ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜以下省略＞